

本件、「5.条件等」の記載に変更がありましたので、修正公示します。

番 号 : 140208  
国 名 : ペルー  
担当部署 : 中南米部南米課  
案件名 : 森林管理事業 (森林保全)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 森林保全
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年5月下旬から2015年6月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 11.03M/M、合計 11.53M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次派遣 国内作業 第2次派遣 国内作業 第3次派遣 整理期間  
3日 92日 2日 91日 2日 148日 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10.特記事項」を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 ([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 28点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 12点
    - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点
- (計100点)

類似業務	森林保全、森林管理に係る各種業務
対象国/類似地域	ペルー/全途上国
語学の種類	英語

本件、「5. 条件等」の記載に変更がありましたので、修正公示します。

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし。ただし、**本件受注者（個人もしくは法人）**は「森林管理事業」の案件形成に係る調査に参加することはできない。

(2) 必要予防接種：  
なし

## 6. 業務の背景

ペルー国の森林面積は約72百万haであり国土の約57%を占めている。しかしながら、農地や家畜放牧地等への土地転用、非伝統的な焼畑農業、違法商業伐採、都市圏の拡大、インフォーマルな鉱業活動、森林管理能力や資機材・インフラの不足等の諸問題により、2000年までに国土の5.58%にあたる7.17百万haの森林が減少し、また、それ以降も年間150千ha(参考/東京23区面積：62.2千ha)の森林減少が続いていると言われている。

これら現状を踏まえ、ペルー環境省(2008年5月に新設)は、2009年5月に「国家環境政策」を制定し、同政策において①森林の持続的・統合的な管理、②違法な伐採、燃焼、商業利用、土地利用の変更による森林の減少や劣化の防止、③森林面積の保全、或いは拡大による生物多様性の保持、エコシステムの生産性向上、④森林資源(木材、非木材、野生生物等)の総合活用、⑤森林劣化地区における植林、⑥住民による森林監視機能の強化、⑦自然林の減少削減と在来種による植林活動の実施を掲げている。

こうした政策の実現に向け、ペルー政府は「森林保全事業(その後事業名を「森林管理事業」に変更)」(以下「本事業」)を実施することとし、その実現のため2009年3月に円借款要請を我が国政府に提出した。これを受け、JICAは本事業のスコープ絞込みのため、森林保全セクター準備調査(2009年11月)を実施し、約72百万haの森林全体(自然保護区、コミュニティ森林、生産林等)の概要を把握する目的でマクロレベルの現状調査及び要因分析に基づく複数の円借款事業案の検討を行った。その後、環境省は同調査での分析結果を受け、「国家森林保全プログラム」(以下「国家プログラム」)を2010年7月に制定、優先課題や取り組み地域が明確化されることとなった。

この調査結果を踏まえ、国家プログラムの優先課題である①森林保全に係るモニタリング体制の構築、②コミュニティ森林における持続的経済活動支援、③行政機関及び住民の森林保全管理能力強化を通じた森林保全を図るコンポーネント、により事業を実施することが提案された。JICAは、2010年から2011年9月まで本事業に係る、ペルーの「公共投資国家システム」(以下「SNIP」)に沿った、各コンポーネント毎のプロジェクトプロファイル策定のための追加調査を支援し、2014年1月に同プロファイルは承認され、今後はフィージビリティスタディの作成支援を行う協力準備調査を実施する予定である。

一方で、本事業のカウンターパート(C/P)機関となるペルー環境省は2008年5月に新設された省であり、案件形成そのものの経験が浅いことに加え、円借款の実績がない。また、円借款の審査に耐えうる熟度の高い案件形成や、新規円借款の迅速な承諾に向けた手続きにも習熟していないことから、当該分野での技術支援が必要となっている状況にある。そのためJICAは、円借款案件形成促進を目的として、2011年11月から2012年7月中旬、2013年4月から2014年3月中旬までの2期にわたり、ペルー環境省に専門家を1名派遣し、C/Pの円借款制度理解、「プロジェクトプロファイル」の承認手続きの促進のための支援を行ってきた。

その結果、前述の通りプロジェクトプロファイルは承認されたものの、事業実施上の多くの課題が残されており、今後円借款事業の審査の前提となるフィージビリティスタディ(F/S)の作成・SNIPによる承認において、これらの課題が十分に解決される必要がある。特に円借款の対象となる主要コンポーネントである②コミュニティ森林における持続的経済活動支援については、ペルーにおいて投資事業で実施された前例がない。従って、今後F/Sが円滑に作成され、SNIP承認を得るためには、適切な品質管理がなされるようC/Pに対して類似事例からの知見・経験を踏まえた技術的指導を行うことが重要である。

また、森林保全の分野には、環境省だけでなく農業灌漑省等他の政府機関が関わっており、数多くのドナーやNGO等も支援しているが、これまでそれぞれが独立した活動を行っている。しかしながら、2014年12月に第20回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP20)がペルーで開催されることを契機として連携の動きが始まっている。特に上記コンポーネント①についてこの動きが顕

本件、「5.条件等」の記載に変更がありましたので、修正公示します。

著であり、こうした他ドナーの動きをフォローし、今後の案件形成に反映させることも必要となっている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ペルー政府から円借款要請のあった「森林管理事業」について、技術面の指導、助言を行うことにより、SNIP及びJICAの審査項目を満たす事業計画の策定を支援ことを目的とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2014年5月下旬)

- ア プロジェクトプロファイルやその他関連報告書を通じて、本事業による支援内容について理解を深める。
- イ JICA中南米部と派遣前打合せを行う。
- ウ ワークプラン(和文)を作成し、JICA中南米部へ提出、説明する。

### (2) 第1次・第2次・第3次現地派遣期間(第1次：2014年5月下旬以降)

- ア 現地業務開始時にC/P機関にワークプラン(英文)を提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜JICAペルー事務所に対し進捗報告を行う。
- イ 協力準備調査(F/S策定)にて、C/P機関と協同し、SNIPの基準や円借款審査の審査項目を満たす案件形成を図る。
- エ C/P機関と協同し、JICAが支援する協力準備調査の業務進捗を適切に管理・モニタリングする。
- オ C/P機関と協同し、協力準備調査によって作成されたF/SがSNIP及び円借款審査に十分な内容となるよう品質管理を行う。
- カ C/P機関と協同し、協力準備調査によって作成されたF/Sが環境省にて遅滞なく承認され、SNIPに係る経済財政省の審査・承認手続きが滞りなく実施されるべく進捗を適切に管理・モニタリングを行う。
- キ C/P機関と協同し、SNIP審査において、環境省計画・投資室(OPI-MINAM)や経済財政省等関係者間の意見や提案の調整が適切かつ迅速になされるよう、関係者間の意見調整等を行う。
- ク 本事業のJICA審査やその準備作業が円滑に進むよう、C/P機関と協同し以下を行う。
  - (ア) 本事業のJICA審査に向けた準備作業(JICAのFact Finding(F/F)や審査ミッション受け入れやそれらの実施にあたってC/Pに送付するJICAからの質問票への回答作成等)
  - (イ) 本事業のJICAの審査・F/ミッション派遣時対応
  - (ウ) 本事業のJICA審査・F/F実施のために必要となる関係機関との調整。
- コ 森林保全分野に対して支援を行うペルー内外の機関の動きをフォローし、本事業の案件形成に反映させる。
- サ 必要に応じて、JICAとC/P機関、その他関係機関との協議を調整する。
- シ 上記の活動成果を派遣毎に現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAペルー事務所に対し報告を行う。

### (3) 帰国後整理期間(2015年6月初旬)

JICA中南米部に対し、業務完了報告書(和文)の提出と、現地業務結果の説明および報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(全体及び各派遣時)  
和文2部 (JICA中南米部、JICAペルー事務所)

本件、「5.条件等」の記載に変更がありましたので、修正公示します。

英文3部 (C/P機関、JICA中南米部、JICAペルー事務所)

現地派遣機関中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)について記載。

(2) 現地業務結果報告書(各現地派遣終了時)

和文2部 (JICA中南米部、JICAペルー事務所)

英文3部 (C/P機関、JICA中南米部、JICAペルー事務所)

記載項目は以下の通り。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部 (JICA中南米部、JICAペルー事務所)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICAペルー事務所に提出する。

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、往路は成田(原則)⇄ヒューストン/ロサンゼルス/ニューヨーク/アトランタ⇄ペルーを標準とし、復路は逆順とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年6月1日～8月31日、9月15日～12月14日、2015年1月4日～5月31日の3回を想定していますが、それぞれ若干の日程調整は可能です。現地派遣期間、回数については、渡航回数3回、全体11.03M/Mを上限として提案を行うことを可とする。また、現地派遣期間の間には、上限2日間程度の国内作業期間を設けること。

②便宜供与内容

当機構ペルー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

本件、「5.条件等」の記載に変更がありましたので、修正公示します。

- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
当機構ペルー事務所が必要に応じアレンジします
- カ) 執務スペースの提供  
環境省における執務スペース提供（ネット環境完備）

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する資料を当機構中南米部南米課（TEL:03-5226-8543）にて閲覧できます。

## (3) プレゼンテーション

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ①実施時期：5月13日(火)午後(予定)  
(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- ②実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室  
(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)
- ③実施方法：
  - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
  - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
  - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

## (4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②スペイン語ができることが望ましい。
- ③ペルー国内で出張を実施する場合、事前にJICAペルー事務所に連絡し安全対策担当者の指示を得ることとします。

以 上